

【承認事項】

第 1 号議案

総会運営規則

社員総会運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク定款第 23 条に基づき、社員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）及び定款で定めるもののほか、この規則によって社員総会の議事運営を行う。

(招集の手続)

第 2 条 社員総会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項
- (3) 代理人による議決権の行使について、代理権及び代理人を証明する方法、その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (4) 次に掲げる事項が社員総会の目的である事項のときは、当該事項に係る議案の概要
 - イ 役員等の選任
 - ロ 役員等の報酬等
 - ハ 事業の全部の譲渡
 - ニ 定款の変更
 - ホ 解散、合併及び残余財産の処分

(招集の通知)

第 3 条 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の開催日の 2 週間前までに正会員に対して書面でその通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載するとともに、出欠票その他必要な書類を同封しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第 4 条 当該事業年度の末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時社員総会に関して議決権を有する正会員とする。

- 2 臨時社員総会は、召集の通知を発送した日における会員を、議決権を有する会員とする。

(正会員等の出席)

第 5 条 社員総会には、定款で定める正会員でなければ出席することはできない。

(正会員以外の者の出席)

第 6 条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

- 2 この法人の職員等は、議長、理事又は監事を補佐するために、議長の許可を得て社員総会に出席することができる。

- 3 会長や特別会員は、事前に議長の許可を得て社員総会に出席することができる。

(出席した正会員の議決権の数)

第 7 条 社員総会の決議については、次の数の合計を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の数

(3) 書面もしくは電磁的方法により委任状を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数
(議長)

第 8 条 議長は、本規則にしたがって常に公正な立場で社員総会の秩序を維持し、議事を整理・運営しなければならない。

(議長の任務)

第 9 条 議長の任務は次の通りとする。

- (1) 総会の成立を宣告し、定足数が満たない場合には解散を宣言すること。
- (2) 議事日程及び議事進行に係る注意事項を通告すること。
- (3) 書記の指名をすること。
- (4) 議事進行に関する動議を受け付けること。
- (5) 議案に関係のない発言及び議事妨害に係る行為を制止すること。この場合において議長の制止命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者には、一般社団・財団法人法第 54 条第 2 項の規定に基づき退場させることができる。
- (6) 議長の指示に従わない発言、議事に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言の制限、撤回又は中止をさせることができる。
- (7) 質疑応答その他質問が終了したと認めたときは、その旨を確認した後、質問の打ち切りを宣言し、一切の発言を禁止すること。
- (8) 採決にあたっては、内容を出席社員に明瞭に伝え、採決の結果は明確に発表すること。
- (9) 議長は、全ての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言すること。

(定足数の確認)

第 10 条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、定足数の充足を会場に報告させなければならない。

(開催時刻の繰り下げ)

第 11 条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開催時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している正会員等に対して遅滞なく繰り下げられた理由及び新たな開催時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第 12 条 議長は、各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 13 条 議長は議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めた場合には、議長の許可を得て、理事及び監事は当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員

の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

- 3 一般社団・財団法人法第 4 3 条、第 4 4 条又は第 4 9 条第 3 項の規定により社員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第 1 4 条 議題について発言があるときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第 1 5 条 正会員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき時は採決を行うことなく直ちに却下することができる。

(採 決)

第 1 6 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議をした議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。
- 5 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 6 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第 1 7 条 議長は、採決が終了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(延期又は続行)

第 1 8 条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

- 2 前項の場合、延期又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに社員に通知しなければならない。
- 4 社員総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第 2 条及び第 3 条の規定は適用しない。

(閉 会)

第 19 条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事の経過及びその結果の報告)

第 20 条 代表理事は社員総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報（又は機関紙等）に掲載するものとする。

(改 廃)

第 21 条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

附 則 この規則は、平成 28 年 3 月 26 日から施行する。

第 2 号議案

2015 年（平成 27 年）決算報告及び余剰金の取扱いの件

正味財産増減計算書内訳表
平成27年 1月 1日から平成27年12月31日まで

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク

(単位：円)

科 目	一般会計		合 計
	S L 事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[25]	[0]	[25]
受取利息	25	0	25
受取会費	[969,600]	[969,600]	[1,939,200]
正会員会費	957,600	957,600	1,915,200
正会員会費下半期	12,000	12,000	24,000
事業収益	[697,354]	[0]	[697,354]
防災活動事業収入	65,500	0	65,500
受取寄付金	631,854	0	631,854
受取寄附金	[70,823]	[3,700]	[74,523]
雑収益	[200]	[11,993]	[12,193]
受取利息	0	33	33
その他	200	11,960	12,160
経常収益計	1,738,002	985,293	2,723,295
(2) 経常費用			
事業費	[2,117,396]	[0]	[2,117,396]
役員報酬	216,000	0	216,000
旅費交通費	186,038	0	186,038
消耗品費	30,896	0	30,896
事務印刷費	227,687	0	227,687
渉外費	9,504	0	9,504
水道光熱費	23,328	0	23,328
賃借料	129,340	0	129,340
支払手数料	3,132	0	3,132
保険料	18,070	0	18,070
通信費	705,222	0	705,222
荷造賃	28,034	0	28,034
諸謝金	473,022	0	473,022
支払寄付金	67,123	0	67,123
管理費	[0]	[273,705]	[273,705]
役員報酬	0	24,000	24,000
会議費	0	71,670	71,670
旅費交通費	0	2,922	2,922
事務印刷費	0	24,170	24,170
渉外費	0	1,080	1,080
水道光熱費	0	2,592	2,592
賃借料	0	12,960	12,960
支払手数料	0	2,210	2,210
通信費	0	102,641	102,641
荷造賃	0	324	324
教育研修費	0	29,136	29,136
経常費用計	2,117,396	273,705	2,391,101
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 379,394	711,588	332,194
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 379,394	711,588	332,194
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 379,394	711,588	332,194
一般正味財産期首残高	△ 138,878	827,301	688,423
一般正味財産期末残高	△ 518,272	1,538,889	1,020,617
II 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	[20,000]	[0]	[20,000]
当期指定正味財産増減額	20,000	0	20,000
指定正味財産期首残高	100,000	0	100,000
指定正味財産期末残高	120,000	0	120,000
III 正味財産期末残高	△ 398,272	1,538,889	1,140,617

財産目録内訳表

平成27年12月31日現在

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク

(単位：円)

科 目	一般会計		合 計
	S L 事業	法人会計	
(流動資産)			
現金	0	9,598	9,598
普通預金	0	1,062,128	1,062,128
三菱東京UFJ 郵便振替口座	0	322,779	322,779
0	739,349	739,349	
未収金	287,000	0	287,000
前払費用	0	93,680	93,680
流動資産合計	287,000	1,165,406	1,452,406
(固定資産)			
基本財産			
基本財産預金	340,000	0	340,000
三菱東京UFJ定期預金	340,000	0	340,000
特定資産			
災害対応積立金	260,000	0	260,000
三菱東京UFJ定期預金	260,000	0	260,000
固定資産合計	600,000	0	600,000
資産合計	887,000	1,165,406	2,052,406
(流動負債)			
未払金	474,317	0	474,317
前受金	194,400	194,400	388,800
正会員会費	194,400	194,400	388,800
預り金	0	48,672	48,672
源泉税預り金	0	3,672	3,672
平成28年度ボランティア保険預り金	0	45,000	45,000
流動負債合計	668,717	243,072	911,789
負債合計	668,717	243,072	911,789
正味財産	218,283	922,334	1,140,617

貸借対照表

平成27年12月31日現在

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,071,726	1,167,385	△ 95,659
現金	9,598	28,510	△ 18,912
普通預金	1,062,128	1,138,875	△ 76,747
未収金	287,000	0	287,000
前払費用	93,680	58,710	34,970
流動資産合計	1,452,406	1,226,095	226,311
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産預金	340,000	100,000	240,000
基本財産合計	340,000	100,000	240,000
(2) 特定資産			
災害対応積立金	260,000	0	260,000
特定資産合計	260,000	0	260,000
固定資産合計	600,000	100,000	500,000
資産合計	2,052,406	1,326,095	726,311
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	474,317	18,000	456,317
前受金	388,800	448,800	△ 60,000
預り金	48,672	70,872	△ 22,200
流動負債合計	911,789	537,672	374,117
負債合計	911,789	537,672	374,117
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	120,000	100,000	20,000
(うち基本財産への充当額)	(100,000)	(100,000)	(0)
2. 一般正味財産	1,020,617	688,423	332,194
正味財産合計	1,140,617	788,423	352,194
負債及び正味財産合計	2,052,406	1,326,095	726,311

計算書類の附属明細書

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク 平成27年1月1日～平成27年12月31日

1、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産預金	100,000	240,000	0	340,000
小計	100,000	240,000	0	340,000
特定資産				
災害対応積立金	0	260,000	0	260,000
小計	0	260,000	0	260,000
合計	100,000	500,000	0	600,000

2、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の内訳は、次のとおりである。

単位：円

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産預金	340,000	(100,000)	(240,000)	(0)
小計	340,000	(100,000)	(240,000)	(0)
特定資産				
災害対応積立金	260,000	(20,000)	(240,000)	(0)
小計	260,000	(20,000)	(240,000)	(0)
合計	600,000	(120,000)	(480,000)	(0)

3、債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
売掛金	0	0	0
未収金	287,000	0	287,000
合計	287,000	0	287,000

財務諸表に対する注記

公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク 平成27年1月1日～平成27年12月31日

1、重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
該当なし。
- (4) 引当金の計上基準
該当なし。
- (5) リース取引の処理方法
該当なし。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2、基本財産及び特定資産の増減額及び残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産預金	100,000	240,000	0	340,000
小計	100,000	240,000	0	340,000
特定資産				
災害対応積立金	0	260,000	0	260,000
小計	0	260,000	0	260,000
合計	100,000	500,000	0	600,000

3、基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の内訳は、次のとおりである。

単位：円

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当)	(うち一般正味 財産からの充当)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
基本財産預金	340,000	(100,000)	(240,000)	(0)
小計	340,000	(100,000)	(240,000)	(0)
特定資産				
災害対応積立金	260,000	(20,000)	(240,000)	(0)
小計	260,000	(20,000)	(240,000)	(0)
合計	600,000	(120,000)	(480,000)	(0)

4、担保に供している資産

該当なし。

5、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

6、引当金の明細

該当なし。

7、債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高および当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

単位：円

科目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
売掛金	0	0	0
未収金	287,000	0	287,000
合計	287,000	0	287,000

8、保証債務等の偶発債務

該当なし。

9、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

10、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

該当なし。

11、関連当事者との取引内容

該当なし。

12、重要な後発事象


該当なし。


監査報告書

公益社団法人
SL 災害ボランティアネットワーク
代表理事 濱田 政宏 様

作成日：平成 28 年 3 月 2 日

公益社団法人 SL 災害ボランティアネットワーク

監事 成瀬 久男 

監事 水島 将隆 

私たち監事は、平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又は、これに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

第 3 号議案

2016 年（平成 28 年）事業計画の件

2016 年（平成 28 年）事業計画書

（平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）

SL 災害ボランティアネットワークは、大規模地震等の大災害に備えて「わが身わが命は自分で守る」ことを基本精神に、地域・職場・大学等に根ざした自主的な防災活動、被災地支援活動を行い、災害の被害を軽減することを目的に、定款第 3 条に準じて、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域・職場・学校等での自主的な防災活動
- (2) 災害の被災地及び被災者の支援活動
- (3) 会員の知識と技能向上のための教育訓練活動
- (4) 災害救援ボランティアリーダーを育成する事業等への協力
- (5) 各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

1. 地域・職場・学校等での自主的な防災活動事業

① 自主活動～地域ネットワーク活動

会員の情報交換と相互交流を図るため、定例会を設ける。

会員の防災知識と技能維持向上を図るため、定例会にて勉強会・技能訓練を行う。

② 防災訓練の指導と訓練参加

各自治体からの求めに応じ、市総合防災訓練で指導役を担う。

また、九都県市合同防災訓練、並びに各自治体の総合防災訓練へ参加し、日頃の訓練の成果を発揮する。

③ 受託事業の実施

・地域や行政等から依頼された防災訓練・防災研修会等での講師・支援活動を行う。

・学校から依頼された児童・生徒向けの防災訓練・防災教育について講師・支援活動を行う。

④ 防災の推進に関する物品の頒布事業

非常用炊出袋を製作し、防災訓練や研修等において頒布し、または、会員をはじめ地域や学校等からの求めに応じ頒布する。

2. 災害時における被災地支援事業

会員及び地域組織を中心に、被災地でのボランティア活動、支援活動を行う。

3. 会員の知識と技能向上のための教育訓練事業

① 専門部会の活動

専門部会等の活動の充実を図るため、勉強会等を行い、研修、訓練や見学会の企画・運営等を行う。

② リーダー及びインストラクターを育成する事業

地域で活動する上で核となるリーダー（活動者）や、防災訓練や各種受託（依頼）事業でのインストラクター・ファシリテーターを養成するための実践研修を実施し、人材育成を図る。

③ 見学会、講演会、交流会、野外訓練等の実施

外部施設へ出向いた施設見学会、外部講師を招く講演会、地域を超えた会員の相互交流・親睦を図る全体交流会やキャンプ場での野営訓練等を行う。

4. 災害救援ボランティアリーダーを育成する事業等への協力

- ① 災害救援ボランティア推進委員会が主催する「災害救援ボランティア講座」等への講座運営を支援し、社団活動の説明を行い、新規会員の確保を行う。
- ② 社会福祉協議会等が主催する災害ボランティアリーダーの育成事業等に関する講座に協力する。

5. その他、事業に付帯又は関連する事業

- ① 理事会の開催および運営等
別に定める理事会運営規則に基づき、理事会を開催し当法人の活動を円滑に運営する。
- ② 運営委員会の開催および運営等
別に定める運営委員会規則に基づき、理事会を補佐し、法人の活動を円滑に実施するため、協議し、連絡調整する。
- ③ 各地域ネットワークの組織整備と充実
県ネットワークが立ち上がっている千葉県、神奈川県に於いては、地域ネットワークの充実を更に図る。
ネットワークが立ち上がっていないその他の地域に向けては、様々な防災イベント等への案内や年 1 回の SL 合同訓練への参加を呼びかけ、ネットワーク構築へ向けた環境を整える。
- ④ 広報啓発事業
法人の広報活動の一環として、ホームページおよびフェイスブック等を活用し、活動の広報周知を図る。
推進委員会が年 6 回発行している会員向け広報紙「SL NewsLetter」の編集・発送に協力する。
- ⑤ 各自治体および関連団体との連携
神奈川災害ボランティアネットワーク（KSVN）、千葉県災害ボランティアセンター連絡会をはじめ、各災害ボランティア団体等と連携を図り、情報交換、研修の開催、活動支援等を行う。
また、シェイクアウト提唱会議と協力して、自治体でのシェイクアウト訓練の普及活動を行う。

以上

第 4 号議案

2016 年（平成 28 年）収支予算の件

収支予算書内訳表(正味)

平成28年 1月 1日から平成28年12月31日まで

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク

(単位：円)

科 目	一般会計		合 計
	S L事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[100]	[0]	[100]
受取利息	100	0	100
受取会費	[1,020,000]	[1,020,000]	[2,040,000]
正会員会費	1,020,000	1,020,000	2,040,000
事業収益	[881,000]	[0]	[881,000]
防災活動事業収入	150,000	0	150,000
受取物品譲託	500,000	0	500,000
受取物品輸付	231,000	0	231,000
受取寄付金	[5,000]	[5,000]	[10,000]
雑収入	[0]	[100]	[100]
受取利息	0	100	100
経常収益計	1,906,100	1,025,100	2,931,200
(2) 経常費用			
事業費	[2,442,000]	[0]	[2,442,000]
役員報酬	216,000	0	216,000
旅費交通費	220,000	0	220,000
消耗品費	40,000	0	40,000
保安用品費	220,000	0	220,000
事務印刷費	300,000	0	300,000
渉外費	15,000	0	15,000
水道光熱費	24,000	0	24,000
賃借料	140,000	0	140,000
支払手数料	7,000	0	7,000
通信料	20,000	0	20,000
通荷造運賃	750,000	0	750,000
諸謝金	30,000	0	30,000
雑費	450,000	0	450,000
管 理 費	10,000	0	10,000
役員報酬	[0]	[334,800]	[334,800]
役員報酬	0	24,000	24,000
会議交通費	0	100,000	100,000
旅費交通費	0	3,000	3,000
事務印刷費	0	25,000	25,000
渉外費	0	2,000	2,000
水道光熱費	0	2,600	2,600
賃借料	0	13,000	13,000
支払手数料	0	4,700	4,700
通信料	0	120,000	120,000
通荷造運賃	0	500	500
教育研修費	0	30,000	30,000
租 税 公 課	0	5,000	5,000
雑 費	0	5,000	5,000
経常費用計	2,442,000	334,800	2,776,800
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 535,900	690,300	154,400
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 535,900	690,300	154,400
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 535,900	690,300	154,400
一般正味財産期首残高	△ 300,000	1,200,000	900,000
一般正味財産期末残高	△ 835,900	1,890,300	1,054,400
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	120,000	0	120,000
指定正味財産期末残高	120,000	0	120,000
III 正味財産期末残高	△ 715,900	1,890,300	1,174,400

第 5 号議案

定款変更の件

第 6 号議案

会費規程修正の件

【第 5 号議案】

公益社団法人 S L 災害ボランティアネットワーク定款変更の件

(変更箇所のみ掲載とします)

変更前	変更後				
<p>(責任の一部免除又は限定) 第 3 3 条 (略) 2 当法人は、<u>外部役員</u>との間で、一般法人法第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、(以下略)。</p>	<p>(責任の一部免除又は限定) 第 3 3 条 (略) 2 当法人は、<u>非業務執行理事等</u>との間で、一般法人法第 1 1 1 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、(以下略)。</p>				
<p>(基本財産) 第 4 9 条 <u>別表の財産は、当法人の基本財産とする。</u> 2 <u>前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。</u></p>	<p>(基本財産) 第 4 9 条 <u>当法人の基本財産</u>は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。</p>				
<p>別表 <u>基本財産 (第 4 9 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別	場所・物量等	現金	100,000円	<p>別表は全削除</p>
財産種別	場所・物量等				
現金	100,000円				

【第 6 号議案】

会費規程修正の件

(変更箇所のみ掲載とします)

変更前	変更後
<p>(会費) 第 2 条 会員は、次の会費 (年額) を納入しなければならない。(略) 2 納入された会費は、会費総額の 50%以上を公益目的事業に使用する。</p>	<p>(会費) 第 2 条 会員は、次の会費 (年額) を納入しなければならない。(略) 2 納入された会費は、会費総額の 50%以上を公益目的事業に使用する。<u>残額については管理費に使用することができる。</u></p>

第 7 号議案

役員選任の件

役員選任の件

理事の選挙告示（2016 年 1 月 5 日付）に基づき、理事立候補者定数 6 名のうち、2 月 26 日締切までに理事及び監事の立候補届があったものは下記の通りです。

役員選挙規程第 21 条に基づき、定数内のため無投票で当選とします。

【理事候補者】

理事候補者：濱 田 政 宏（座間市/県央ネット）

理事候補者：片 桐 卓 （船橋市/船橋ネット）

理事候補者：古 池 佳 子（柏市/東葛ネット）

理事候補者：森 清 一（秦野市/西湘ネット）

理事候補者：天 寺 純 香（本部事務局）

【監事候補者】

成瀬久男監事の辞任に伴う補欠

監事候補者：菅 侃 爾（千葉市/千葉中央ネット）